

一五二五年・プロイセンの農民一揆

阿部 謹也

西南ドイツを中心にして荒れ狂った大ドイツ農民戦争の血と泥の匂がまだ消えやらぬ頃、一五二五年九月三日にはるか離れた北東プロイセンに《苦もなく鎮圧された弱々しい反響》⁽¹⁾が起った。しかしこの一揆は東ドイツに起った唯一の大規模な一揆であるばかりでなく、十七・八世紀に至る迄頻発した一揆の先駆であり、形成されつつあるグーツヘルシャフトに対する農民の抵抗のはじまりであった。従って例え《弱々しい反響》のように見えたとしても東ドイツでは極めて大きな意味をもっており、この一揆の帰趨がプロイセンにおける農民の運命を決定した、と言っても過言ではない。そのうえ、これが単に西ドイツの一揆の反響ではなく、それ自体の歴史的原因をもっていたことも明らかである。一揆の全貌を伝え、その原因を究明することはもとよりこのような小稿の果せることではない。私は以下で、ただ一揆の経過における農民の動きの素描を通して、プロ

イセン史における一五二五年の意味を探る手がかりを得ようと思ふ。

- (1) Engels, F. Zur Geschichte der preussischen Bauern. Berlin 1953. s. 569
 (2) Franz, G. Der deutsche Bauernkrieg. 1958. s. 276. Zimmermann. Der große deutsche Bauernkrieg. s. 743 ff. Carsten, F. L. Der Bauernkrieg in Ostpreußen (International Review for social history. Leiden 1935) p. 409
 (3) Weise, E. Der Bauernaufstand in Preußen. Elbing 1935. s. 67

二

十五世紀初頭迄のプロイセン農民層について語ることは難しい。そこには極めて多様な階層が人種的に混在していたばかりでなく、諸階層間の移行すら行なわれていたからである。(マクデブルグ法で封地を得た Verdienstadel)には農民・市民出身の者も多かった⁽¹⁾。しかし強いて分ければ次のように大別出来る。(i)ケルマー⁽²⁾。クルム法で土地を受けた古くからの豪農で、ごく僅かの貢租を払った。(ii)Ritter マクデブルグ法で封を受けた貴族の前身。(iii)プロイセン自由民。ごく僅かの貢租を払いほとんど貴族と等しい。(iv)Scharwerksbauer. 完全に自由を失っていたわけではないが、不定量の賦役義務を負う。(v)Zinsbauer. 十三世紀末から村ごとに植民したドイツ農民。賦役は

極めて少量。(vi) Hochzinsler 前二者の中間的存在。Gärner, Instleute, Hofgesinde, 私領主^(vii) Scharwerk を行なった。

これらはすべて流動的なものである。しかし(vii)を除いて全体的に言えることは、ほとんど全住民がランデスヘルとしての騎士修道会に直属していた、ということであろう。このことは言いかえれば彼等が《自由》であったことを意味しており、それを象徴しているのがハンドフェステである。プロイセン史料集はほとんどこのハンドフェステの集大成と言ってもよく、これらが法として効力を有する限り彼等は少くとも法的には《自由》なのであった。そしてこの自由を実質的に保障していたのが騎士修道会の強力な支配組織であった以上、十五世紀以後におけるその弱体化は当然中間勢力としての農村領主の擡頭を許し、市場関係の進展と共に農民層の没落を招いた。だから私達の考察もまずランデスヘルとしての騎士修道会の変質に向けられねばならない。

ハインベルはドイツ中世後期という時代を古いものと新しいものとの混淆の時期として把握し、その象徴的存在としてドイツ騎士修道会の国家をあげた。たしかにこの国家は *Fürstentum* *staat* でありながら、同時に極めて中世的なエートスを伴った疑似官僚制国家として、特異ではあるがドイツ中世後期の特質を一身に集めた存在であった。《騎士修道会は一つの統一的なランデスヘルであり、しかも多くの肢体をもった個体であったから、即ち何千もの頭脳で考え、何千もの腕で支配していたのほとんど近代的と言える様相を呈した中央集権的行政国家を

建設することが出来た。この国家では、当時都市において小規模にしか実現しておらず、領邦においては宗教改革のかなり後になってやっと実現した諸理念が現実化していたのである》。

十五世紀初頭に至る迄にプロイセンでは植民当時の大所領は分解され、ほとんど全土が農民小土地所有者によって覆れていた。このようなプロイセン以外ではあり得なかつた強力な措置を可能にしたのは、一つには会憲に定められた厳格な規律による修道会の軍事力にあることは言う迄もないが、決定的なのはその経済的基盤の特殊な構造である。十五世紀初頭迄騎士修道会の経済構造は貴族、都市のそれとは質的にも量的にもかなり異なっていた。全土の *Oberigentiner* として莫大な貢租を得ていたばかりか、ほとんどあらゆるハンドフェステにおいてプロイセンに数多い湖での漁獲権、水車専用権、森林・交通・貨幣(全土に統一的に通用)等のレガリアを留保していた。更に十一万ヘクタールにも上る直営地を持ち、その収益が極めて多量であったこと、琥珀、塩の独占と並んでフランドル、イギリスと大々的に穀物交易を営んでいたこと、全土に産業、商業上の規制を加え得たこと、これらを実際に行使したのが本来は修道僧としての団員であったこと、従って貴族は宮廷出仕の必要がなく、あらゆる行政並びにそこから生ずる収入から排除され、農業経営以外に生計の道を立てることが出来なかつたこと。十五世紀初頭に至る迄騎士修道会国家を小農民を支柱とした《シュテンデの特権のない唯一のラント》⁽⁸⁾ たるしめていたのは、このようなランデスヘルの特異な強さによるものであつ

た。

ところが一四一〇年から十五世紀末に至る迄連続して起った戦争、ペスト、不作等によってこの強固な支配も根底から揺り動かされた。ポーランド、リタウエン、北方諸国等の勃興しつつある国民国家に囲まれ、一応形だけは統一《国家》であるかに見える修道会国家の中世的性格が露呈されると、ヘルシャフトの対象としてしか存在していなかった土着諸勢力が自己主張をはじめた。このような対内・外政治情勢の影響の下、出費の増大の為に修道会は直営地や公権を傭兵隊長や貴族に譲渡しはじめ、かつては行政から全く排除されていた私領主達が封鎖的所領を形成し、ラント行政に発言権を高めるに至ったのである。エンカー史にその名を留めている von Schlieben, von Tettau, von Querfurt, von Weger, von Löben などは皆この時期に生れた。そしてそのことの政治的表現が十五世紀から繰り返し開かれたシエテンダークであることは言うまでもない。⁽¹⁵⁾

ランドスヘルの弱体化は、まず何よりもその直営地の減少にみられる。一四〇〇年頃には一七五 (Toeppen) 又は二八四 (Weber) カ所と数えられた直営地で、すでに一四一九年には全フーフエの二一パーセントが荒廃し、人口も七十三万人から一四三三年には半数、一四六六年には四分の一に減少した。この時代の詳細について判明している七カ所の直営地の多くがこの頃廃村となるか、小作に出されるか、抵当に入っている。⁽¹⁶⁾ 手許にある土地台帳を瞥見しただけでも一四一〇年代から三〇年

代の間ですでに大きな変化が起っていることが解る。Tuchel ではこの廿年間に一〇七一フーフエから四二二フーフエへ、⁽¹⁶⁾ Osterode では五二三 $\frac{1}{2}$ から四六九へ、⁽¹⁶⁾ Xlaw でも六九三から五八八 $\frac{1}{2}$ へ減少している。残念なことには十五世紀後半、一揆直前については土地所有の關係や荒廢度を知るのに都合のよい史料は今のところ印刷されていない。しかしこの世紀の後半も激しい衰退期であったことは周知の事実であるから以上の変化が更に進んだと考えてよいだろう。貨幣価値の下落はまさにそのことを裏書きしている。一四五〇年以後鑄造された貨幣の銀含有量は、一四世紀の六・四四 R M に対し、二・六〇、一・八八、一・八〇、一・五二と減少している。⁽¹⁷⁾

そしてこれらの事実の裏面は、多くの直屬農民が私領主の *untertan* となり、人口減少という時代の圧力の下土地に緊縛されてゆくことを意味している。すでに十五世紀初頭以来プロイセン人は都市への逃亡を禁じられ、⁽¹⁸⁾ 一四二〇年の規定では領主の認めない逃亡農民は他処で受け入れられないことになっている。更に一四二七年に修道会はその *Beate* に過度の賦役徴収を禁じた。このようにして十五世紀以来絶えず繰り返されている農民の苦情の増加は、その地位の悪化を反映しているのである。⁽¹⁹⁾

(17) Weise, a. a. O., s. 3 ff. Funler, M. Der deutsche Orden im Werden, Wachsen und Wirken. Wien 1955. s. 460 ff.

Carsten, F. L. The Origins of Prussia. Oxford, 1955.

pp. 62—70.

- (2) Hubatsch, W. Quellen zur Geschichte des Deutschen Ordens. Göttingen 1955, ss. 56—71.
- (3) Carsten, Origin p. 72. Weise, a. a. O., s. 18 ff.
- (4) Preussisches Urkundenbuch. Bd. III. 1. 2. Bd. IV. hrsg. v. Hein u. Koeppen. Joachim-Hubatsch. Regesta historico-diplomatica Ordinis S. Mariae Theutonicorum. Pars II. Regesta Privilegiorum 編輯 Carthae Manufmrate 參照。
- (5) Heimpel, H. Das Wesen des deutschen Spätmittelalters. Der Mensch in seiner Gegenwart. Göttingen 1958 s. 129.
- (6) Gierke, O, Das deutsche Genossenschaftsrecht. I. s. 431.
- (7) Carsten, F. L. The rise of the Junkers. English Historical Review 1954. Carsten. Origin. pp. 60—61.
- (8) Perlbach, M. Die Statuten des Deutschen Ordens. Halle 1899. s. 90 ff.
- (9) Kisch, G. Das Mühlenregal des Deutschen Ordens (ZSRG 48) 1928. s. 183 ff.
- (10) Wächter, H. H. Ostpreussische Domänenvorwerke im 16. und 17. Jahrhundert. Würzburg 1958 s. 9
- (11) Spangenberg. Territorialwirtschaft und Stadtwirtschaft. 1932 s. 67.
- (12) Heimpel, H. Deutschland im späteren Mittelalter. s. 130
- (13) Weise, E. Das Widerstandsrecht im Ordenslande Preußen und das mittelalterliche Europa. Göttingen 1955. s. 61 ff.
- (14) Wächter. a. a. O., s. 15.
- (15) Wächter. a. a. O., ss. 17—29. Carsten. Origin p. 102.
- (16) Das große Zinsbuch des deutschen Ritterordens. hrsg. v. P. G. Thielen. ss. 16—104, 11—75, 11—79.
- (17) Waschinski, E. Die Münz- und Währungspolitik des deutschen Ordens. Göttingen 1952. s. 236
- (18) Carsten. Origin. p. 104
- (19) Carsten, Origin. pp. 101—116

III

ついで一五二五年九月にザムランドなど三カ所で一揆の狼煙をあげた農民達は、三代にわたるこのような社会的変動の経験をもつた筈である。彼等の動きを探る前に私達はまずこの地方の特殊性に目を向けなければならない。まず最初に目につくのは、一四六六年以来この国家はワイクゼルを失ない、ケーニヒスベルク以外に大都市がなかったことであろう。しかも一四一〇年以後農民の土地緊縛令をめぐってラントタークで領主と争い、農民の都市流入を促進していたのがこのケーニヒス

ベルクであった。⁽²⁾ だからケーニヒスベルク周辺に集中していた一揆に際して、農民が再三この市のゲマインデへ手紙を送り密接な連絡を保っていたのは当然であろう。まさに一揆はケーニヒスベルクにおけるラートとゲマインデとの争いと時期を同じくしていたのである。次にザムランドにはドイツ村落がないことにも注目しなければならない。ここには主としてプロイセン自由民があり、三圃農法すら実質的には導入されていなかった。⁽³⁾ 元来プロイセン自由民は原住プロイセン人の上層部であった。十五世紀初頭にはドイツ領主に匹敵する力をもっていた。従ってその政治・経済上の地位の悪化も比較的遅く、十五世紀後半以後と考えられる。その他の比較的不安定な土地を所有している者は一四九四年の規定では、逃亡した場合旧主人の許に強制的に帰された。そのうえ《曝台に一方の耳を釘づけされ、自分で切り離すようにナイフを渡された》。⁽⁴⁾ 一五〇三年の規定では十三日以上怠けているゲジンドは捕えられ、主人は彼を鎖につなぎ、無給で一年間働かせることが出来た。これらの記録は一五〇八年頃迄にケーニヒスベルク周辺の土地の四五パーセント以上が荒廃していた、という事実の結果なのである。最後に、一五一九年の Renteckrieg においてザムランドは被害を受けず、激しい戦禍を受けた地域では一揆の動きがみられないことにも注意しなければならないだろう。

九月三日、ケーニヒスベルク近郊ザムランド、ナタンゲン、シャーケンの三カ所で最高時七〜八千人にのぼる農民が過度の賦役徴収に抗して反領主 Gutbesitzer 運動に合流した。外側

からそのきっかけを作ったのは言うまでもなく、西南ドイツにおける一揆の噂とケーニヒスベルクにおけるツunft闘争とであった。三日の真夜中、カイメン村の粉ひきカスパールの指導の下に集結した農民はまずカイメン城を攻撃し、領主リップベを人質としてケーニヒスベルクへ向った。面白いことに最初一揆を率いていたのは、いわゆる都市からの流れ者などであったが、二日目に主力はプロイセン自由民に移っている。彼等は一揆の煽動を受けた際ヘルツォークの意向をたずね、その意志に反して一揆を起そうとはしなかった。そこで指導者はヘルツォークの印璽を偽造して彼等を納得させねばならなかった程である。⁽⁵⁾ 同じ頃シャーケンで集結していた一郡の指導者がヘルツォークの官吏であったことも同様に興味深い事実である。彼は《Kämmerer》として農民の苦しみを良く知っていたので、一揆を助けることによって最もよくヘルツォークに仕えることになら⁽⁶⁾と信じていた。指導者側がこのように様々であったのと同様、農民の意識も多様であった。全体的にはプロイセン自由民が圧倒的だったが、ケーニヒスベルクのゲマインデへの連絡を受けた農民の一人は、市に着いた時、無知から《知っている人》という理由だけでヘルツォークの役人の一人にその手紙を渡してしまった。⁽⁷⁾ こうしてゲマインデは反抗の機会を失ない、実質的にはこの時に一揆の結末はついでしてしまっていたのである。

しかし一揆の全経過を通じて農民の要求は極めて明確であった。全運動の目標は中間勢力としての新興貴族の完全な除去に

向けられ、ヘルツォークに対しては深い信頼を寄せていたのである。Wir wollen und begehren allein Gott und unseren gnädigsten Herrn Herzog von Preußen zum Herren, sonst keine Obrigkeit⁽¹⁷⁾ 貴族を除去した暁にはヘルツォークに対し、旧いハンドフェステによる貢納を行なう旨誓っている。だから九月八日にケーニヒスベルク市長の調停で折からシュレジェンへ旅行中のヘルツォークの帰国を待つてその裁決に服するよう提案されると、農民達はそれに従い、何らの暴力行為を起すことなく、Nun bitten wir den heiligen Geist を高らかに唱いながら家に戻った。このことによって農民がかげがえのない時間と機会を失った一方、貴族は時間を稼ぎ、十月三十日のヘルツォークと農民三、四千人との会見では一方的な武力行為によって農民は全く話し合ひの余地もなく打ち破られ、跪いて許しを乞ねばならなかった。ヘルツォークへの農民の信頼は完膚なきまでに裏切られたのである。

ここで問題となるのは、農民のヘルツォークへの信頼が何に基づくものであったか、という点である。それは一つにはかつて騎士修道会支配の下で小農民と都市手工業者が保護されていた時代⁽¹⁸⁾の生々しい記憶によるものであると同時に、アルブレヒトへの期待と考えることが出来る。十五世紀前半以来騎士修道会は擡頭して来る農村領主から小農民を守るため、繰り返しScharwerkregulierung によって農民保護政策をとろうとしてきたが、それも修道会の Beante 自体がグーツ所有者化するに及んで何の効果もあげ得なかった。特に一四九八年にザク

セン侯フリードリッヒが総長となってからは多くのレガリア、直営地を失ったばかりか、新しい Hofordnung⁽¹⁸⁾ と共にローマ法が導入され、騎士修道会と農村領主とは質的に異ならないヘルシャフトを構成し、都市、農民と対立するに至った。一五二五年に宗教改革によってルター派世俗公国となり、その体制は法的に完成したのである。ヘルツォークは名目上の存在となり、ラントの行政は実質的に貴族で構成される Oberstätte に独占された。しかし、農民層がこの騎士修道会支配の変質を洞察していた、と推定出来る根拠は何もない。特に一揆の主力を占めたプロイセン自由民はまだ比較的豊かな富農層であって、ヘルツォークがかつての総長とは違い、農村領主と同質な経済的基盤を持った prinus inter pares となったことを理解していなかった。むしろ一揆の口火を切った都市からの流れ者がそのことを知っていた、と考えられる根拠がある。富農層であるプロイセン自由民は現状をラショナルに把握することが出来ず、遠い過去の歴史というヴェールを通してしか現実を見ていなかったと言えよう。そして現実(この場合には支配者の現状)を見ようとする場合にも、個人の人格と切り離して、支配層というものの論理を客観的にとらえることが出来なかった。だからアルブレヒトに対して私達から見れば不可思議な信頼が生れたのである。このことは、ケーニヒスベルクのゲマインデからの援助が早期に途絶えたことと並んで、一揆を失敗させた最大の原因と考えられる。しかし、ケーニヒスベルクの市長達がランデスヘルシャフトの変質を承知していたが為に、即ち農民が四面楚歌

の状態にあることを知っていたが故に、一揆の将来に希望を置くことが出来ず、結果的には農民にとつても自分にとつても致命的な調停を行なつたことを考えると、プロイセン自由民の無知をネガティブにのみ評価することは出来ないだろう。

十二月十日に開かれた委員会で三世紀にわたる農民の《自由》は失なわれた。何故なら植民以来彼等の権利を保障していたハンドフェステがこの時にすべて破棄され、一五二七年以後新しく出されたハンドフェステでは賦役について曖昧な規定が加えられているからである。(16) 一五二五年の一揆で、農民はまさにこの古いハンドフェステの為に闘つたのであった。すでに十五世紀初頭以来基礎の弱い農民の地位は悪化してゐたが、この年にはこれが富農層をも巻き込み、ハンドフェステの更新によつて一五二五年はプロイセン史における一つのエポックをなしている。しかしこれが最終的段階なのではない。以後も一揆は続いて起り、農民の抵抗はあとを断つてゐない。グーツヘルミヤフトの形成を農民の側からとらえるには、これらの一揆をも積極的に評価する道が開かれて然るべきではないだろうか。

- (1) Carsten, Origin, p. 103.
- (2) Franz, a. a. O., s. 277. Carsten, Bauernkrieg, s. 406
- (3) Weise, Bauernaufstand, ss. 28—29
- (4) Wächter, a. a. O., s. 7
- (5) Carsten, Origin, p. 106

- (9) Carsten, Bauernkrieg, s. 402
- (7) Weise, a. a. O., s. 31
- (8) Hubatsch, W. Albrecht von Brandenburg-Ansbach, Heidelberg 1960, s. 146

- (6) Weise, a. a. O., s. 32
 - (10) Weise, a. a. O., s. 34. Carsten, Bauernkrieg, s. 402
 - (11) Franz, a. a. O., s. 278
 - (12) Forstreuter, K. Vom Ordensstaat zum Fürstentum, Kitzingen 1948, s. 99
 - (13) Forstreuter, K. Die Hofordnungen der letzten Hochmeister in Preußen (Beiträge zur preussischen Geschichte im 15. u. 16. Jahrhundert, Heidelberg 1960) ss. 29—34
 - (14) Weise, a. a. O., s. 50. Franz, a. a. O., s. 278. Carsten, Bauernkrieg, s. 401
 - (15) Hubatsch, a. a. O., s. 146. Carsten, a. a. O., s. 400
 - (16) Weise, a. a. O., s. 48 ff.
 - (17) 一五七八年、一六三九年、一六五二年。十八世紀に多数回認められる。
- (一九六一・二二・一五) (一橋大学大学院学生)